

1月17日(金)第14回裁判 **みんなで** **町長の証人尋問を傍聴しましょう!**

☆今回の裁判は、午後1時半開廷です!



大型バスを用意いたします。

*バスご利用ご希望の方は、1月13日までに「竹ん子の会」事務局までお知らせください。
TEL 090-4473-7798

出発時間: 平成26年 1月17日(金) 12時10分

集合場所: 御船町スポーツセンター駐車場付近

第14回裁判証人尋問傍聴日程

- 12:10 集合・出発
- 12:50 到着・門前集会
- 13:30 証人尋問(101号法廷)
- 15:50 証人尋問終了
(*証人尋問終了後、弁護士先生から証人尋問について解説していただきます。)
- 16:10 裁判所発
- 17:00 御船着・解散

*証人尋問が終了する時間は、あくまでも予定です。



ここです⇒☆

平成25年12月6日の証人尋問では、役場職員、御船竹資源開発元社長の証人尋問と、山本町長に対する町側弁護士による主尋問(町側弁護士による町側証人に対する尋問)が終わりました。

今回はいよいよ、住民側弁護士による山本町長への反対尋問(住民側弁護士による町側証人に対する尋問)と、補充尋問(裁判官からの尋問)が行われる予定です!

この機会に是非皆さんの耳で、竹バイオマス問題の真実をお確かめください。

平成25年度 ご支援のお願い!

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) **賛助会員** 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ばるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

竹ん子の会

ニュースレター

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

No.4
特別号

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

御船竹バイオマス問題住民訴訟

「住民説明会」を 開催します!

どうして
こんなことに...



入場無料

平成26年

日時 1月18日(土) 午後7時
場所 御船カルチャーセンター2階 大会議室

町に約3億円という巨額な被害を生じさせた『御船竹バイオマス問題』責任の所在を明らかにするための裁判ですが、平成25年12月6日に引き続き、平成26年1月17日、熊本地方裁判所において住民側弁護士による山本町長への反対尋問と、裁判官による補充尋問が行われます!

**住民説明会では、町長への証人尋問の内容を報告します。
どなたでも参加できます。
皆様ぜひお越しください!**

弁護士の先生方と質疑応答の時間も設けます。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください。 <http://takebio.mifune.org>

平成25年12月6日 第13回裁判「証人尋問」が行われました

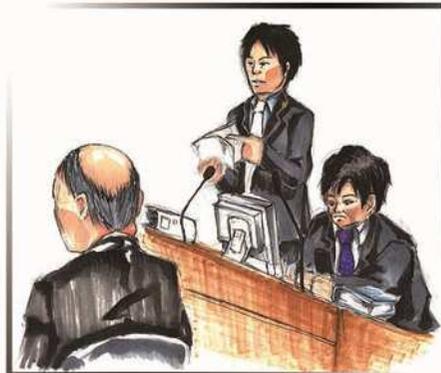
平成25年12月6日、午前10時から午後4時まで、注目の証人尋問が行われました。

長時間にわたる裁判でしたが、原告、傍聴者合わせて約100名の方々が集まり、注目の高さがうかがえました。

今回、裁判所の配慮により、17名の原告が法廷内の原告席に座ることが出来ましたが、それでも傍聴席は満席で、パイプ椅子の補助席が出されるほどでした。

この日は、町職員2名と御船竹資源開発、当時の社長 氏、そして山本町長の主尋問(町側弁護士による尋問)が行われました。

証人尋問は、町側弁護士から町側証人に対する尋問(主尋問)、住民側弁護士から町側証人に対する尋問(反対尋問)、裁判官からの尋問(補充尋問)があり、主尋問、反対尋問、補充尋問の順番で行われます。



町職員2人に対する証人尋問



- ・御船竹資源の資本金が予定通り集まらなかったことは、町も把握していた。
- ・日本政策金融公庫から融資を断られた後の融資話について、町は調査、確認していない。

- ・融資話について調査、確認しなかった理由は、調査、確認すると融資の妨害行為となるから。
- ・別役氏から、補助金を補助目的以外に使っても良いかと聞かれたが、使ってはいけないと答えたので、補助金を不正に流用するとは思わなかった。



町職員の証人尋問を傍聴して感じたこと…

主尋問は当然打ち合わせをしておきますので、今までの主張に沿った、滞りない質疑応答が続きます。しかし、反対尋問や補充尋問になりますと、質問に対し10数秒間も返答が出来ないなど、急に証人の口は重くなりました。

裁判長から「日本政策金融公庫からの融資を断られた後の融資先について、町はその人物が融資可能な人物かなど調べなかったのですか?」と言う素朴な質問があり、町職員が苦しそうな表情で「会社を信じて調べなかった…」と答えたことが印象的でした。

御船竹資源開発株当時の社長 氏に対する証人尋問

- ・会社の資本金を、融資額の一割程度は持っていないと融資が受けられないとの懸念があった。
- ・熊電施設が2400万円の資本金を、会社の口座から引き抜いた事により、会社のお金が無くなってしまった。
- ・当時私の収入もなく、会社のお金も無くなってしまったので、補助金の流用をした。
- ・これらのことはすべて町に報告していた。



氏の証人尋問を傍聴して感じたこと…

とにかくよくしゃべる人だな、と言うのが第一印象でした。聞かれていないこともよくしゃべります。

町側弁護士と、氏の受け答えを見ていて、ある程度打ち合わせは出来ているのだな…と感じていましたが、氏が打ち合わせにないことを言ったのでしょうか、町側弁護士があわてる場面も見受けられました。

住民側弁護士や裁判官からの尋問の時には、あまりにも一般常識とかけ離れた答もあり、裁判官が苦笑いや、ため息をつく場面も見受けられました。

山本町長に対する証人尋問



- ・日本政策金融公庫から融資を断られた後、事業継続の可能性があると判断したのは、会社が「やります、協力する人がいる」等といったので熱意を感じ可能性にかけた。
- ・途中でやめれば失敗なので、可能性のあるならやるべきと思った
- ・議会で3億円を国に返還しなければ加算金がかかると言ったのは可能性の話をしただけ。

山本町長に対する証人尋問は、日程の都合上町側弁護士による主尋問のみが行われ、住民側弁護士による反対尋問と、裁判官による補充尋問は、平成26年1月17日(金)に行われることになりました。

住民側弁護士の尋問に対して、山本町長はどのような説明をするのでしょうか?

証人尋問全体の感想

御船竹バイオマス問題については、ある程度理解していたつもりでしたが、やはり肉声の証言は生々しく、説得力が違っています。

あまりにもずさんな補助金支出の経緯が、あらためて浮き彫りとなった証人尋問でした。